

【件名】海外在留邦人等向けワクチン接種事業：アストラゼネカ製ワクチンの接種開始

【ポイント】

アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、一時帰国される海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるAZ製ワクチンの使用及び8月18日正午（日本時間）から特設サイト上でAZ製ワクチンの接種予約受付を開始します。

【本文】

1 AZ製のワクチンの接種を希望される方は、特設サイトから「AZ製ワクチン接種枠」を選択の上、事前に予約をお願いします。特設サイトURLは以下のリンク先に掲載されています。

外務省海外安全 HP：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

2 AZ製のワクチンの接種対象者は、以下の条件を全て満たす方が該当しませぬ（接種を希望される方は、特設サイトの事業詳細及び留意事項を改めて御確認ください。）。

（1）在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可により再入国する外国人の一部（対象範囲は上記外務省HPの特設ページで御確認ください。）

（2）日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内を御参照ください。

（3）接種を受ける時点で満18歳以上である方

（4）既に居住地でAZ製のワクチンを1回接種している方で、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する方

※本事業で2回目接種のみ受けることとなります。接種会場にて、既にAZ製のワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。1回目接種を終えていることを示す書類の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお

断りいたしますので御注意下さい。

(5) ポリエチレングリコールに対するアレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製のワクチン）を接種出来ない方であって、何らかの事情により居住地で接種を受けることに懸念等がある方

※基本的に、本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けることとなります。本事業で1回目接種のみ受けることはできません。

(連絡先)

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia 開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html